㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｐ、Ｐ’、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＤ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’　：⑴①イ㈠ト）Ｂ㈀に定める料金の額、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。

⑪　休日昼間割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

対距離制区間、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）を含む100キロメートル以内の区間を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ㈠の表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

㈡　均一制区間等

均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）、米沢南陽道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日の前日までに限る。）を通行し、かつ、休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行する軽自動車等又は普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前９時から午後５時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）の通行料金並びに別表６のうちＡ、Ｂ及びＣに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ若しくはＣに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（（ＬＲ＋Ｌ’1Ｒ’1＋150）×0.5＋Ｌ’2Ｒ’2）×ｔ

㈱　上記式においてＬ、Ｌ’1、Ｌ’2、Ｒ、Ｒ’1、Ｒ’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　適用する期間

平成20年10月14日から平成26年３月31日までとする。

ニ　その他

深川・留萌自動車道、日高自動車道、百石道路、湯沢横手道路、仙台北部道路、仙塩道路、米沢南陽道路、千葉東金道路、東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から稲敷市まで）については、平成21年３月28日から本割引を適用する。

⑫　休日特別割引

イ　割引をする自動車

休日（１月２日及び１月３日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別表６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ　割引率

㈠　普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）並びに別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、�big>ハ</big>を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路の上記算出後の額並びに別表６のうちＦに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別表６のうちＣに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

㈡　大都市近郊区間等

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間（東京外環自動車道に限る。）及び別表６のうちＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、�big>ハ</big>を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＤに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。